

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	2030010
規制の特例事項名	NPO法人の所轄庁の変更
意見提出者名	高槻市
意見の要点	<p>1. 当該特区構想は、NPO法人の立ち上げ段階における手続きを市としてサポートしていくことを目的としている。所轄庁の認証事務の大半は、認証申請前の事前調整にあり、この部分を所轄庁として受け持つことこそ、高槻市とNPO法人のパートナーシップを高める大きなメリットをもたらす。</p> <p>2. 申請者が不必要に広範な地域を所轄する大阪府へ手続きに向かわなければならない現行制度こそ、効率性を減じており、所轄庁が都道府県知事であることによって、NPO法人の負担が大きくなっている。</p> <p>3. 現行の情報公開制度は、所轄庁に出向かなければ書類の閲覧をすることができず、市にとって必要な情報を集めるには非効率・不十分である。</p>
意見に対する回答	<p>・上記1については、所轄庁では、事前調整は行われていないと認識している。なお、現在、所轄庁において、申請前に申請手続きについて任意の相談業務（相談時の指摘事項に強制力はなく、また、相談を受けたからといって、必ず認証されるわけではない。あくまで参考情報の提供として行われている業務）を行っているところもあるが、現行制度上、高槻市においてもこのような相談業務は実施することができる。</p> <p>・上記2については、NPO法上は、申請者が所轄庁に出向くことを要件としていない。書面審査が原則とされていることから、郵送による手続きなども可能である。提案者があげた問題は、法律上制約はなく、大阪府との相談により対応できる。</p> <p>・上記3については、当該書類については、大阪府情報公開条例に基づき、郵送、FAX、ホームページからの送信といった方法で開示請求を行い、その文書を郵送で受け取ることができると認識される。したがって、大阪府に出向かなくとも閲覧をすることは可能である。いずれにしても、当該問題は、大阪府における情報公開制度の運用の問題である。</p>
担当省庁名	内閣府

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	200040
規制の特例事項名	放置自転車の所有権の市町村への帰属期間の短縮
意見提出者名	高槻市
意見の要点	自転車法第6条3項による売却の場合、売却代金を所有者に返却する必要があるが、その売却代金が適正か否かを立証することが困難。また、売却自転車が多数の場合はこれらの処理に要する事務が煩雑になる。従って6条4項の規制緩和について再検討を要請する。
意見に対する回答	<p>「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(平成6年6月10日付け総交第123号)において、自転車法第6条は、「放置自転車の保管、売却及び処分等の手続の具体的な定めを条例に委ねているのは、元来、これらの事務が当該地域の実情に応じて運用されるべき性質のものである」と解しているところである。</p> <p>また、自転車法第6条3項に基づく「売却」は、各市町村の条例に定めるところにより、入札等で実施可能であり、複数自転車の一括売却も可能であると考え。そのため、適正な手続により売却が行われるよう条例を制定することが必要である。</p> <p>なお、自転車の特徴等を記録した台帳の整備については、所有権の帰属期間の長短にかかわらず、市町村が実情に応じて判断すべき性質のものであると考え。</p> <p>以上のことから、提案主体の再検討要請についても現行の規定により対応可能であると考え。</p>
担当省庁名	内閣府、国土交通省